

1 制度に関する質問

	質問	回答
1	登録要件はありますか。	以下の全ての要件に該当することが必要です。 1) 以下のいずれかに該当すること ①県の登録を受けた建築士法による建築士事務所であること ②県内に営業所を有する建設業法による建築工事業者であること 2) 県の実施する考査に合格した技術者を雇用していること 3) 考査に合格した技術者が業務に直接従事、又は業務を統括する立場で指導・監督を行っていること 4) 建築士事務所の閉鎖又は建設業の営業の停止の処分期間中でないこと
2	建設業の営業所は県内にあるのですが、業務は、県外の本社行っており、建築士等の技術者は勤務していない場合は、登録できますか。	県内の営業所に勤務する建築士等（建設業にあっては、建築施工管理技士を含む。）が、考査の受験資格を有し、この建築士等が営業所に勤務し、業務を行うことが登録要件ですので、この場合は登録要件を満たさないと判断します。 県内の営業所に勤務しない技術者は、考査の受験資格もありません。
3	登録しなければ、県、市町村の耐震診断、補強設計、耐震改修の補助事業が利用できないのでしょうか。	本登録制度と補助事業は別です。登録していない業者が行った場合でも建物の立地する市町村が事業を行っていれば利用できます。
4	登録リストを見て依頼して来た依頼者とトラブルになった場合は、県が仲裁してもらえますか。	本登録制度は、業者の申請により登録するもので、県がトラブルを保障するものではありませんので当事者間で解決をお願いします。
5	県内に営業所がありますが、本社は県外の場合は、登録できますか。	県内の営業所に建築士などの技術者が勤務しており、建築士などが考査に合格し、その営業所で耐震化の業務を行っているのであれば登録申請は、可能です。
6	虚偽の申請により登録した業者をリストで見つけた場合は、どうすればよいか。	県庁住宅政策課（0857-26-7697）にご連絡ください。

2 考査の受験申込みに関する質問

	質問	回答
1	考査の受験資格はありますか。	以下の全ての要件に該当することが必要です。 1) 以下のいずれかに該当するもの ①県内の建築士事務所に勤務する一級、二級、木造建築士 ②県内の建築工事業の営業所に勤務する建築士又は一級、二級建築施工管理技士 2) 「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省監修）」に関する講習会を修了していること 3) 建築基準法、建築士法及び建設業法などによる処分を受けていないこと（処分日から5年経過したものは除く）
2	考査の申込書はどこで入手できますか	県住宅政策課、各総合事務所建築住宅課、（財）鳥取県建築住宅検査センターの窓口で配布しています。また、鳥取県公式ホームページからもダウンロードできます。 配布は、平成21年11月16日（月）から12月11日（金）までです。
3	考査の申込みは、どこで受付けてもらえますか	（財）鳥取県建築住宅検査センターにご持参いただくか、郵送でお願いします。（郵送の場合は当日消印有効） 受付けは、平成21年11月18日（水）から12月11日（金）までです。
4	居住は他県ですが、現勤務先が鳥取県知事登録の県内の設計事務所であれば、受験要件になりますか。	県外在住であっても現在の勤務地が鳥取県知事登録の県内の設計事務所、鳥取県内の建設業の営業所であれば、受験要件に該当します。
5	建築士事務所に勤務するものですが、建築施工管理技士しか持っていませんが受験できますか。	建築士事務所に勤務される場合は、建築施工管理技士のための資格では、受験要件に該当しません。
6	建築士の資格を持っていますが、勤務先の建設業の登録が、建築一式工事以外の登録です。この場合は、受験要件に該当しますか。	勤務先の会社の建設業の登録が、建築一式工事以外の場合は、受験要件に該当しません。
7	建築士と建築施工管理技士の資格を持っており、建築一式工事の許可を受けた建設業者に勤務しています。申込書にはどちらの資格を記載したらいいのでしょうか。	申込書には、どちらの資格でもかまいませんが、建築士の資格を記載することをお勧めします。
8	「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習会を受講しましたが、修了証を受け取っていません、または、紛失しました。	講習会の主催者にお問合せいただき、何らかの形で講習会修了を証明するものを発行してもらってください。 証明するものがなければ受験要件を確認できないため、受験ができません。
9	「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習会を受講したと証する書類とはなんですか	講習会主催者が発行する修了証など受講証明するものです。提出は、修了証の写しでかまいません。
10	建築防災協会主催で開催された「木造住宅の耐震補強の実務（茶色のテキスト）」の講習会でも受験要件の講習会になりますか	「木造住宅の耐震補強の実務」の講習会は、考査受験の要件となる講習会には該当しません。

	質問	回答
11	平成17年に（社）鳥取県建築士事務所協会が行った、緑色の一般診断法の記入様式を使用した講習会は、受験要件の講習会に該当しますか。	当該講習会は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」のテキストを使用した講習会ではありませんので受験要件に該当しません。
12	都合が悪く今年度受験できないのですが、来年以降も実施されますか。	来年以降も実施したいと考えています。
13	携行できるものとして「木造住宅の耐震診断と補強方法」とは何ですか。	考査の受験資格である講習会に使用されたテキストです。
14	「木造住宅の耐震診断と補強方法」以外の耐震化の技術指針の持ち込みはできますか。	できません。
15	建築基準法の法令集は持ち込みできますか。	できません。
16	一つの会社で受験できる人数に制限はありますか。	ありません。受験要件を満たす方であれば何人受験していただいても問題ありません。
17	会社が建築士事務所と建設業（建築一式）の登録を受けている場合は、考査の申込みはどちらを記載したらよいか。	建築士事務所と建設業の両方で業務での公表を希望する場合であれば、兼業に○をし、両方の登録番号を記載してください。

3 登録・更新・変更の手続きに関する質問

	質問	回答
1	登録の申請書はどこで入手できますか	9月下旬から県住宅政策課、各総合事務所建築住宅課で配布する予定です。また、鳥取県公式ホームページからもダウンロードできるようにする予定です。
2	登録の申込みは、どこで受付けてもらえますか	県住宅政策課、各総合事務所建築住宅課にご持参いただくか、県住宅政策課に郵送でお願いします。ただし、20年度は考査の合格発表後の受付になります。
3	会社名、代表者など登録事項に変更が生じた場合はどのような手続きが必要になりますか。	様式第5号の登録事項変更届をご提出ください。
4	考査に合格した建築士又は建築施工管理技士を新しく雇用したので、公表リストの雇用する技術者に追加したい場合の手続きを教えてください。	様式第5号の登録事項変更届をご提出ください。
5	建築士事務所又は建設業を廃業した場合の手続きを教えてください。	任意の様式でかまいませんので、書面を持って登録の取り消しを申し出てください。
6	考査に合格した建築士又は建築施工管理技士が退職した場合の手続きを教えてください。	様式第5号の登録事項変更届をご提出ください。 ただし、考査に合格した建築士等が1人もいなくなった場合は、登録要件を満たさなくなりますので、任意の様式でかまいませんので、書面を持って登録の取り消しを申し出てください。
7	公表を取りやめたい場合の手続きを教えてください。	公表のみ取りやめることはできませんので、任意の様式でかまいませんので、書面を持って登録の取り消しを申し出てください。
8	更新手続きは、いつごろ申請すればよいですか。	特に定めはありませんが、期間満了の1月前までに更新申請をお願いします。
9	考査に合格した技術者が、2名会社に勤務している場合は、技術者2名が公表されるのでしょうか。	登録申請書（様式3号）の「雇用する技術者」の欄に記載された技術者の氏名が公表されますので、公表希望される技術者の氏名を記載ください。（申請書に記載されなかった技術者の氏名は公表されません。） また、申請書の技術者の氏名の欄が足りない場合は、任意の様式でかまいませんので別紙にご記入ください。
10 (追加)	会社は、建築士事務所と建設業（建築一式）を兼業していますが、考査に合格した技術者は、1人しかいません。この場合はどちらか一方の登録しかできないのでしょうか。	登録としては、1人の技術者しか勤務していなくても、会社として希望されるのであれば、建築士事務所と建築工事業者としての登録は可能です。ただし、この技術者が、耐震診断、補強設計、耐震改修の業務に直接従事するか、業務を指導する立場で監督していただく必要があります。（制度要綱第9条参照）